

輸入通関実績報告書の提出について

- ◆ 輸入承認証を受けた者は、各輸入発表に記載されているとおり、輸入通関実績報告を行わなければなりません。
- ◆ 当該報告を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。
- ◆ 当該報告書の提出先は以下のとおりです。

品目 割当方式	さば	たらの卵	干しするめ	こんぶ調製品
商社割当て(A1・A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	—
海外水産開発	—	水産庁	—	—

品目 割当方式	いか	にしん	すけそうだら	たら
商社割当て(A1・A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体
海外水産開発	—	水産庁	水産庁	水産庁

品目 割当方式	ぶり・さんま・貝柱及 び煮干し	水産物 (韓国産)	こんぶ	ばら干しのあおのり 及びひとえぐさ
商社割当て(A1・A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体
海外水産開発	—	—	—	—

品目 割当方式	いわし	のり (干しのり・無糖の味付 けのり・のりの調製品)	ほたて貝	あじ
商社割当て(A1・A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行 した団体	発注書を発行した団体 (需割再配分は水産庁)	発注書を発行 した団体	発注書を発行 した団体
海外水産開発	—	—	—	—

商社割当てA1・A2及び先着順割当ての報告について

※1 様式は、以下のアドレスからダウンロード下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/ig/data/hokoku.html

※2 先着順割当てについては、報告書の提出時に添付書類が必要となりますので、ご注意ください。

※3 会社名、担当者名、電話番号及びFAX は忘れずに必ず記載してください。

なお、輸入通関実績が「0」であっても「0」と記載の上、毎月10日までに郵送にて報告してください。

需要者割当て、漁業者割当て及び海外水産開発割当ての報告について

水産庁のホームページをご確認ください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/import2.html>